

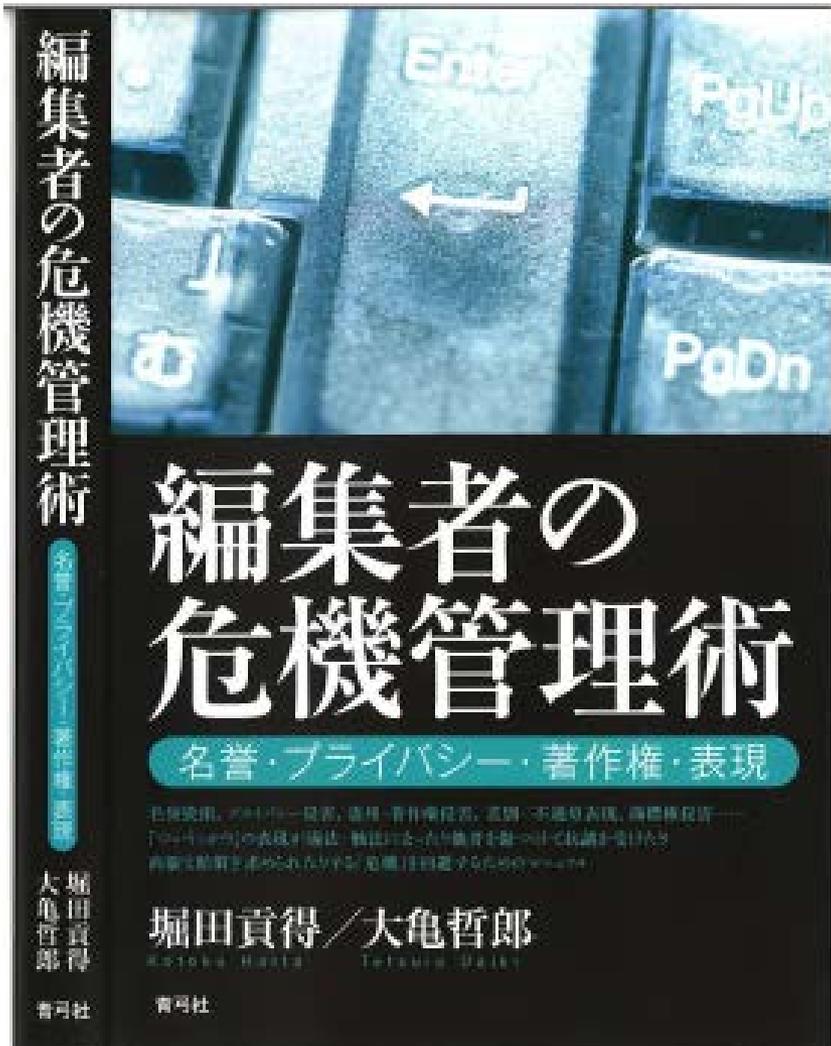
城西大学  
—著作権講演会—

# 著作権に 強くなろう！

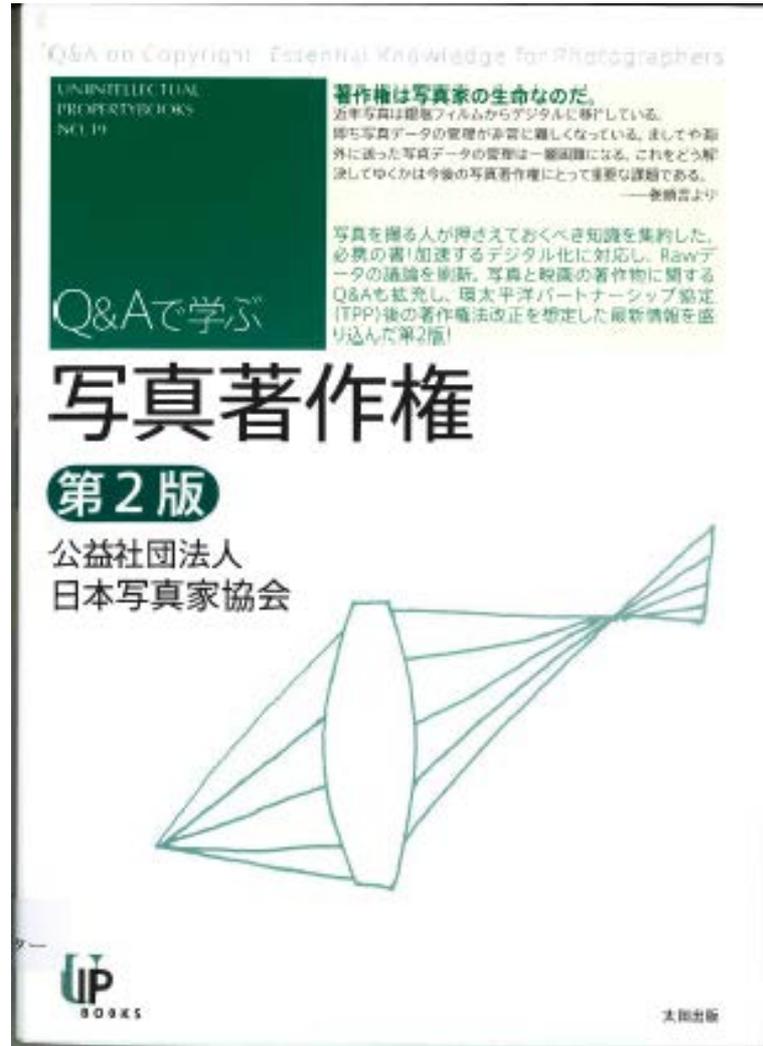
(事例から学ぶ著作権の基本)

大亀哲郎

2016. 12. 7



『編集者の危機管理術』青弓社  
堀田貢得、大亀哲郎 共著



『写真著作権』太田出版  
大亀哲郎他 共著

1. はじめに
2. では、著作物とは何か？
3. 著作権とは誰のものか？
4. 転載か？ 引用か？

その違いは大きい！

5. 肖像権を知る
6. 事例から学ぶ

# 1. はじめに

●「『日本歴史』掲載原稿の著作権について」  
書かれている用語はわかりますか？

●著作権の一部（複製権・公衆送信権）

譲渡

帰属

社会人基礎力向上のススメ

# 「くまモン」の快進撃の理由

くまモン

オフィシャルホームページ

文字サイズ 小 **標準** 大

色変更白青黒

ホーム

くまモン隊  
出動スケジュール

くまモン利用申請

くまモン出動依頼

県からのお知らせ



くまもと  
サプライズ

この図版はネット掲載禁止

■キャラクターくまモン、くまもとサプライズロゴの利用は申請許諾が必要だが、当分の間はロイヤリティーフリー  
(無償)

■関連商品売上

293億円('12年度)⇒1007億円('15年度)

■熊本地震の支援(募金・チャリティーイベント)に限り許諾不要  
指定表記⇒**©2010熊本県くまモン#熊本支援** '16.4.19

# 使用停止申請が出された理由は？



兵庫県は丁寧に、事前に許可を取っていた('16.4.22)が、熊本県が使用停止要請('16.5.2)

この図版はネット掲載禁止

- **デザインの改変**に当たる
- 特定キャラクターと親交のある表現はしないでください(**利用規定**)
- 「兵庫県マスコット・ハバタン」が、くまモンの顔に重なっていることが問題視された
- 例外を認めると著作権を守れない

# 著作権侵害が成立する要件は？

- 著作権侵害事件においては「**著作物性**」が問題になる⇒原告の表現物自体が著作物なのか？
  - ⇒同一性・類似性の判断が必要なその共通部分は著作物か？
  - 共通する部分が、(アイデアではなく)表現か。**創作性があるか。**

訴えた人(原告)の「著作物」(と主張するもの)と訴えられた人(被告)の表現行為を比べ、検討する

- ①**依拠性(実際に見て、参考にしたか?)**
- ②**同一性又は類似性**

# 五輪エンブレム問題

使用中止の決定が必要だった  
だろうか？



- リエージュ劇場は訴訟取り下げ。ロゴ制作者・ベルギーのデザイナーは訴訟取り下げ発表。 2016.1.27

- リエージュ劇場のロゴ、対象の五輪エンブレムは、著作物といえるのか？
- 五輪エンブレムは、リエージュ劇場のロゴと実質的に類似しているのか？
- そもそも、立案者はベルギー作品を見たことがあるのか？
- 主張・立証責任は訴える側が負っている
- 商標調査の課題

## 2. では、著作物とは何か？

- 著作物とは、思想または感情を**創作的に表現**したものであって、**文芸、学術、美術または音楽の範囲**に属するものをいう。(著作権法・第2条より)

※創作性が高度ではなくても可 (→幼児の作品でも著作物)

※作者の個性が発揮されているか？(→誰も真似できない)

オンリーワン

※**表現されたものに、思想、感情が込められている**ことが条件。  
「思想または感情」とは、人間の精神活動全般を指す。

# 著作権が認められないもの

## ●単なるアイデア

⇒アイデアは、用いても著作権侵害ではない！

『吾輩は猫である』⇒擬人化表現、『吾輩は主婦である』などのパロディ

設定『ドラえもん』⇒「ネコ型ロボットが来てポケットから便利な道具を出してくれる」編集方針 ☆☆☆の数での優劣評価（ミシュラン方式）

## ●新聞記事、図表の**事実、データ・数値**には 著作権を認めない！

⇒さらに安全な利用

○新聞記事を切り取ってそのまま画像利用しないで、自分で記事文章を参考に、新たに文字入力をする。

○図表データを入力して、PCソフト機能で図表化。

## ●著作権を認めない**ありふれた表現、定石的な表現**

**「国境の長いトンネルを抜けると雪国であった」**

（著作物性無し／川端康成『雪国』）

キャラクター双方は、本を擬人化したという点は共通。  
それ自体はアイデアで、著作権法では保護されない！



### 「タウンページ、イラスト事件」

東京地裁1999.12.21判決

東京高裁2000.5.30 判決

原告(左)は、『古本情報』という書籍に漫画を掲載していた。  
被告(右)を1997年、著作権法違反だと告訴したが、不起訴処分。さらに、1999年3月発行の『ハローページ渋谷区版』表3のイラスト+吹き出し構成が類似しているとして、新たに違反が行われたと提訴。

裁判所は請求を却下。

「原告漫画のキャラクターと被告イラストのキャラクターは、本を擬人化したという点は共通しているが、それ自体はアイデアであって、著作権法で保護されるものではない」

「被告イラストは、原告漫画に類似しており、原告漫画に依拠して製作されたものである」と主張。

この図版はネット掲載禁止



(10月21日調査・10月24日放送/フジテレビ)

尖閣諸島沖の衝突事件後の、政府の日中関係への対応について、あなたはごどう思いますか。

適切な対応をしている 14.4%

## ※報道された世論調査のデータ利用実例

【問5】他国からの軍事的脅威に備え、日本も核武装をするべきだとの意見があります。あなたはこれに賛成ですか。

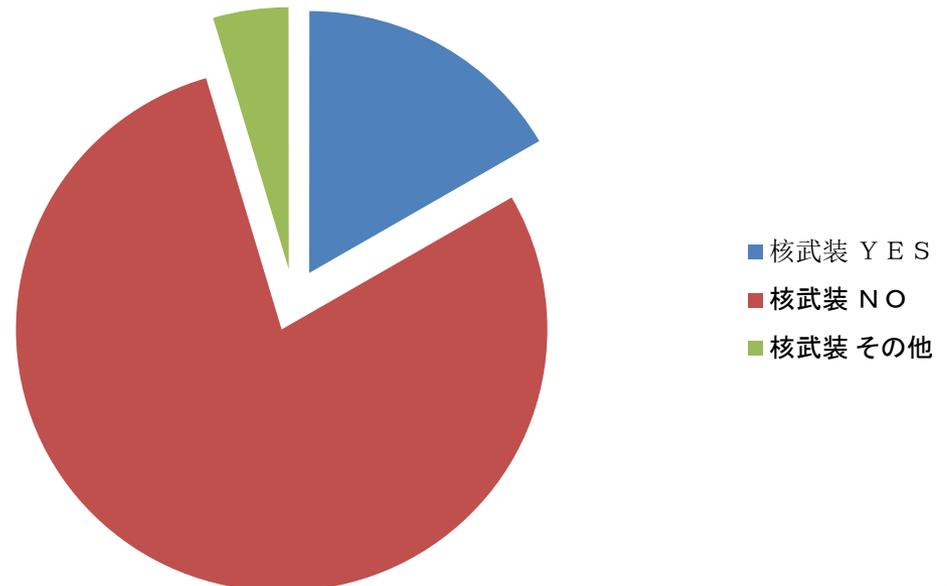
賛成	16.6%
反対	78.8%
(その他・わからない)	4.6%

首都圏の成人男女500人を対象に電話調査

著作権が認められない事実、数値を  
図表化する。  
※新聞記事をそのまま転載すること  
の危険。

フジテレビ 2010.10.21

他国からの軍事的脅威に備え、日本も核武装をするべきだとの意見があります。あなたはこれに賛成ですか？



編集著作物の権利  
(自分も汗をか)

額に汗を流した研究作業だったとしても  
全てが著作物となるわけでは無い！

○総選挙当落予想表

×すもう 歴代親方リスト

○安土城再現図

×iPS細胞(山中伸弥教授)⇒特許出願

※知見に基づく創作的な表現を行った？

### 3. 著作権とは誰のものか？

- 著作権とは、**利用を禁止できる**権利
- 著作者に、**経済的利益を得る**機会を保障するために認められた権利。(⇒**財産権**)
- **著作者**は、著作物を創作した者 ⇒著作者であり、著作権者
- 著作権は、著作物の創作とともに自動的に発生し、著作者に帰属する。(=**著作権者**)
- 著作権は譲渡できる ⇒著作権が移るので、著作者と著作権者は別の人
- **出願登録無用** (特許庁←特許、実用新案、意匠、商標)

# 著作権／著作者の権利

## 著作権(財産権)

複製権  
上演権・演奏権  
上映権  
公衆送信権・送信可能化権  
口述権  
展示権  
頒布権  
譲渡権  
貸与権  
翻訳権・翻案権等  
二次的著作物の利用に関する権利

## 著作者人格権

公表権  
氏名表示権  
同一性保持権  
\*\*\*\*\*  
\*  
名誉・声望保持

# 著作権は枝分かれしている！

- 無断で「コピー」されない権利 → 書写、印刷（出版）  
複写、写真撮影、録音・録画、CD化、PC・端末機器にダウンロード
- 無断で「公衆に伝達」されない権利
  - 無断で「上演・演奏」されない 無断で「上映」されない
  - 無断で「公衆送信」されない
  - 無断で「口述」※されない ※口述＝朗読等、口頭で伝達
  - 無断で「展示」されない 無断で（映画を）「頒布」されない
  - 無断で（映画以外の著作物を）「譲渡」されない
  - 無断で「貸与」されない
- 無断で「二次的著作物を作成・利用」されない権利 無断で「翻訳・編曲・翻案（変形、脚色、映画化他）」されない

# 著作者人格権とは？

- ・ **公表権** = 無断で「公表」されない
- ・ **氏名表示権** = 無断で「名前の表示」を変えられない
- ・ **同一性保持権** = 無断で「改変」されない
  - × 部分使用、トリミング、色変え、変形

● 著作者の没後も、著作者が活着ているとしたならば  
**その意を害するような**、著作者人格権の侵害に  
当たる行為は禁止 （著作権法第60条）

● 著作者人格権は、譲渡できない

# 本の奥付の表記に注目

## Q&A 引用・転載の実務と著作権法（第3版）

2005年2月20日 第1版第1刷発行  
 2007年12月20日 第1版第4刷発行  
 2010年11月10日 第2版第1刷発行  
 2014年2月25日 第3版第1刷発行

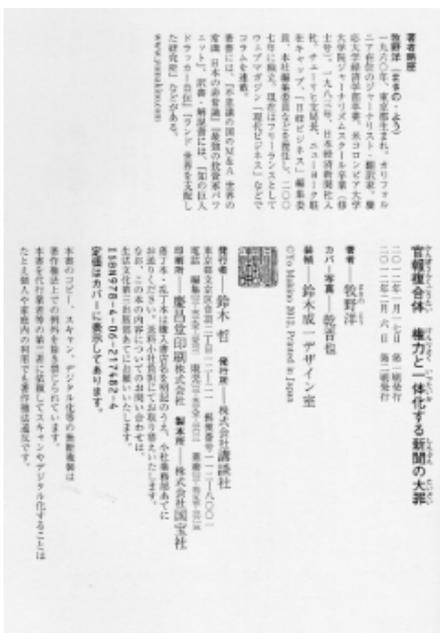
編著者 北 村 行 夫  
 雪 丸 真 吾  
 発行者 山 本 薫 央  
 発行所 (株)中央経済社  
 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31 2  
 電 話 (3292)3371(編集)  
 (3293)3381(営業)  
<http://www.chuokeizai.co.jp/>  
 振替口座 C0100 8-8432  
 印刷／文 唱堂印刷(株)  
 製本／(株)関川製本所

©2014 Printed in Japan

\*頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り替えい  
 ますので小社営業部までご連絡ください。(送料小社負担)  
 ISBN978-4-502-07910-8 C3032

JCOPIY〈出版者著作権管理機構委託出版物〉本書を無断で複写複製(コピー)することは、著  
 作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は事前に出版者著作権管理  
 機構(JCOPIY)の許諾を受けてください。

JCOPIY( <http://www.jcopy.or.jp> ) eメール: [info@jcopy.or.jp](mailto:info@jcopy.or.jp) 電話: 03-3513-6963



- JCOPIY〈出版者著作権管理機構委託出版物〉本書を無断で複写複製(コピー)することは、**著作権法上の例外を除き、禁じられています。** 本書をコピーされる場合は事前に出  
 版者著作権管理機構(JCOPIY)の許諾を受けてください。
- 本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。**本書を  
 代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たと  
 え個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。**(講談社書籍奥付表記例)

# 著作権法第30条(私的使用のための複製)

① **個人的に又は家庭内**その他これに準ずる  
限られた範囲内で使用することが目的の場合、

② 使用する者が複製することができる。

→①会社その他業務で使用することは×

これに準ずる限られた範囲内 = 家族のような個人的結合関係にある

少人数のグループ・友人(5人程度)

→②事業者(お店)に委託(料金を取り業としている)して複製(スキャン・デジタル複製)するのは、**使用する者自身が行っていない**ので×

# 大学とネット環境

- 学内で閉じた運用 = 教育的な環境
- 構内LAN = 校内LAN
- ネット環境に乗り出せば、全てオープンな公道通行をしていると自覚せよ！
- 社会的なルールと無縁ではいけない！

# 権利者に、許可を求める場合は？

- 権利者は**どんな種類**の著作物の権利者か？  
美術か？ 写真か？ 言語か？
- **どんな利用**をしようとしているのか？  
複製か？ ネット利用(公衆送信)か？  
翻訳・映像化(翻案)か？

# 著作物の種類 (著作権法・10条)

種類	内容の例示	備考
言語	小説、論文、脚本、詩歌、俳句、講演	漫画
音楽	楽曲、歌詞	楽譜
舞踊・無言劇	ダンス、バレエ、日本舞踊、舞踏、パントマイム	振付
美術	絵画、彫刻、書、イラスト、版画、美術工芸品	漫画
建築	建物、塔、橋・ダムなどの建造物、庭園	建築物の外観
図形	地図、学術的な図面、図表、模型	建築設計図面
映画	劇場用映画、テレビドラマ、ビデオ（動画）作品	TV番組・ゲーム
写真	写真、グラビアページ	絵画の複製写真
プログラム	コンピュータへの指令の組み合わせ表現（ソフト）	ソフトウェアの一部

**複数存在の場合、何について、誰に？**

# 4. 転載か？ 引用か？

その違いは大きい！

- ルールを守れば、著作権者に無許可で、無償で、著作物を利用できる

＜利用のルールを守ることが条件＞

■ 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。（著作権法・第32条）

# 自由に利用（無許可・無償）できる表現物

- 「**著作者の権利の目的対象とはならない著作物**」(著・第13条)
  - ・憲法、その他の法令
  - ・行政機関の告示、訓令、通達
  - ・裁判所の判決、決定（以上、前述3点を下記公共機関が作成した翻訳物、編集物）
  - ・**国や地方公共団体の機関または独立行政法人が公表する広報資料、調査統計資料、報告書に類する著作物**  
(著・第32条2項／転載禁止表示があればダメ)
- 著作権保護期間が終了したもの**(著・第51～54条)
- 単なる事実、時事の表現物**(雑報、報道)(著・第10条2項／非著作物)
- 著作権法の規定で許されている範囲内の利用**
  - ・引用の要件(ルール)を守った利用(著・第32条)
  - ・教育機関における複製(著・第35条) 公衆送信、翻訳・翻案も授業の過程なら可。大学50名規模
  - ・試験問題としての複製、公衆送信(著・第36条) 試験または検定。翻訳可、営利(例:予備校)※
  - ・教科用図書等への掲載(著・第33条)小～高までの初等・中等教育まで。補償金支払い(※)
  - ・公開の美術の著作物等の利用(著・第46条)
- 「**著作物性が認められない表現→アイデア、デザイン、企画・構想**」(著・第2条-1-1)

# <引用ルール 6原則>

1. **公表された著作物** 手紙、日記など未公表のものはダメ
2. **使用目的に必然性があるか？** 本文で表す自説の証明や補足などのためであり、そのつながりが必要不可欠、必要最小限であることが条件（←報道、批評、研究その他正当な範囲内）
3. **主と従の関係** あくまでも自分の文章等作成物が主であり、借りるほうが従であること
4. **明瞭に区分されているか？** 利用したい文章は、段を下げる、書体や大きさを変える、「」でくる...など、はっきりと区別をつける
5. **改変してはいけない** 原文に手を加えてはいけない。  
勝手に 修正してはいけない
6. **出所明示** 引用した文章、絵画、写真など、そのすぐ傍に入れるのが最善。書誌名、著作者名、出版社名を書き添える

# 引用の実例

## 『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

三 高級で、上品な、朝の雑誌

1章 六〇年代は「ミセス」色

『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

五五万。『ミセス』をまねて鎌倉書房から出たドレメ（ドレスメーカー）系の『マダム』も二〇万と善戦している。

ちなみに、文化出版局のもう一つの看板雑誌『装苑』もA B判になった。文化出版局の主力印刷会社の凸版印刷は、大型高速活版輪転機を板橋工場に増設してこれらの需要に対処したと『凸版印刷百年史』に記してある。

### 三 高級で、上品な、朝の雑誌

●ターゲットは三十代女性

満を持して創刊号が出た。一九六一年十月号（九月三十日発行、実際には八月二十日発売。題字「ミセス」の左上に「装苑編集」という冠がある。『装苑』の知名度と信頼度が頼りというわけで、六四年一月号までこの状態が続く。六三年一月号からは、副題として「奥さまの雑誌」がつく。定価二〇〇円で、一二万部刷った。

表紙は、テレビで人気上昇中の俳優池内淳子の横顔でしとやかな奥さま風。他の女性誌の多くは画家が女を描いているから、これも真新しい。目次の前に半ペラの紙が折り込みになっていて、縦書きで「服飾雑誌『装苑』のお姉さん雑誌」。真ん中に大きく「新雑誌 ミセス」と刷り込み、その上にこんな文章がある。

未熟の美しさより洗練された美しさ！

一年草の可憐さより常磐木の揺ぎなき頼もしさ！

豊かな人生の風雪を経て

身も心も より光りかがやこうとする――

そんな年代の女性のために

国々の戦いの日に

ひそやかに乙女の夢をはぐくんできた――

そんな年代の女性のために

『ミセス』は あなたのために生まれた雑誌です

『装苑』より上の年代の、戦時中、「乙女」であった人となると、三十代以上ということになる。平均寿命が今よりずっと短かったあの頃、三十代はもう中年だった。女は（男も）結婚するのがあたりまえだったから、三十を

文章

表紙・写真・明瞭区分



『ミセス』創刊号（1961年10月号）

# 論文の出所明示

1. 著作者の**姓名**
  2. 著作の**表題**(及び副題)
  3. **著書・雑誌・論文集・ウェブサイト等の表題**
  4. **版・巻数・号数**
  5. 刊行(発表)**年月**
  6. 引用箇所が載っている**ページ数**
- ※書籍の場合は発行地、発行者(社)名

## 表示する場所

①**該当箇所**(直後、文節の後) → ②**章末** → ③**巻末**

# 海外著作物の引用

- 国内と同様に、公表されたものは適法引用できる
- 原文の引用、翻訳して引用どちらも可
- 出所明示はルールに従い、原語で！
- 翻訳書・雑誌からの引用も可だが、出所明示は、原書原著作者名と翻訳者名を併記

# 資料の著作物判断とリスペクト

●著作物性の存在の有無が判断困難と思うとき、著作権を心配するのと同時に、「他者の労作」として意識することが大切。それが「リスペクト」(⇒労作への敬意)

★著作物とは思えない事象を扱った表現は

そのまま(=改変せずに)使っても

⇒心配ならば、自分なりの工夫・改変を加えて、自分の労作にする

構わない

(=著作権侵害で訴えることができるような権利存在が見当たらない)

だが、..... ⇒(次画面へ)

# (コピーして)自分が作成した 執筆・表現者のように装うのは いかがなものか？

●そこで、「引用」のルールを踏襲して出典先を  
明示することで、**他者の労を認め、世にも紹介  
するという配慮**(感謝の気持ち)をほどこす！

●ならば、大問題にはならないだろう！

# 事例から学ぶ「著作権法の制限規定」に関する解説

## 制限の種類(別紙制限規定一覧参照)※

- (1) 私的領域における教養、文化活動を円滑化するためのもの(30条、30条の2、3、38条等)
- (2) 学校教育、学習活動に資するもの(33条～36条等)
- (3) 言論へのアクセス等表現活動に関するもの(32条、37条、37条の2、39条～41条等)
- (4) 公益性の高い業務の円滑な遂行に資するもの(31条、42条～42条の4等)
- (5) 原作品、複製物の所有権等他の権利者との調整や社会一般の慣行的利用行為との調整(45条～47条の2等)
- (6) コンピューターやネットワークにおける情報処理や送信の技術的プロセス(30条の4、44条、47条の3～47条の9等)

### <脚注記載事項>

※分類については、作花文雄「詳解著作権法」(ぎょうせい、第4版)306頁以下参照。

●近藤美智子弁護士 『著作権の制限規定について』(日本ユニ著作権センター・春季定例セミナー)講義資料より

# 5. 肖像権を知る

①顔や姿をみだりに撮影されない権利

②撮影、作成された肖像写真などを、勝手に利用・公表されない権利（プライバシー権）

→憲法13条「個人の尊重と公共の福祉」

生命、自由、幸福の追及は公共の福祉に反しない限り最大の尊重

③肖像を、営利目的で無断で利用する場合

→芸能人、スポーツ選手など、肖像が商品価値（顧客吸引力）のあることに着目した権利＝「パブリシティ権」と呼ばれる。

●日本では、物にはパブリシティ権は認めない





# 肖像権・パブリシティ権の着眼点

●パブリシティ権侵害を巡る主な裁判例(敬称略)

著名人	判決の時期	無断使用の内容	パブリシティ権侵害の有無
「おニャン子クラブ」(アイドル)	東京高裁(1991年9月)	メンバーの顔写真を無断使用したカレンダーを製造・販売	(販売差し止め、賠償命令)
中田英寿(サッカー選手)	東京地裁(2000年2月)	関係者のインタビューなどで構成した伝記本に幼少期からの写真などを掲載	(著作権侵害は認め賠償命令)
矢沢永吉(歌手)	東京地裁(05年6月)	パチンコ機の画像に原告を連想させる歌手の絵を使用	(請求棄却)
「モーニング娘。」ら(アイドル)	東京高裁(06年4月)	複数の芸能人の私服姿などの写真を雑誌に掲載	(賠償命令)
ベ・ヨンジュン(俳優)	東京地裁(10年10月)	見開きページなどで計74枚の写真に掲載した雑誌を販売	(賠償命令)

**写真無断使用に歯止め**

パブリシティ権初判断 「侵害」基準示す

ピンク・レディーの写真の無断使用を巡る訴訟で最高裁第1小法廷が2日言い渡した判決は、芸能人やスポーツ選手などが自分の氏名や写真を独占使用する権利(パブリシティ権)を、最高裁として初めて法的な権利として位置づけた。判断に加わった裁判官の1人は補足意見で、侵害とみなせる具体例も挙げており、著名人の人気に乗じた商品に対する歯止めとなることが期待されている。

「パブリシティ権を明確に認め、侵害の基準も示した今回の判決は、芸能人らの写真を無断で使用した不正商品を根絶するきっかけになる」。NPO法人「肖像パブリシティ権擁護監視機構」(東京)の顧問弁護士を務める山崎司平弁護士は、そう歓迎した。

同機構によると、芸能人の写真などを無許可で使った出版物やキャラクター商品の年間売り上げは100億円以上と推定されている。インターネット上の写真の無許可販売も横行しており、同機構では専従の担当者がネットをチェックし、警告文を出すなど対応に追われている。

最高裁判決が示したパブリシティ権侵害の3類型

- ▽写真など肖像そのものを鑑賞の対象として商品化
- ▽商品を差別化する目的で肖像などを商品に添付
- ▽肖像などを商品広告に使用

- ①肖像などが鑑賞対象商品か？
    - ・ブロマイド、ポスター、カレンダー、グラビア構成
  - ②商品の差別化目的の付与か？
    - ・人気タレントの顔写真が、プリントされたTシャツ
  - ③顧客吸引広告としての使用か？
    - ・広告利用。芸能人を広告に用いているか？
- 白黒写真で、縦2,8センチ横3,6センチ～縦8センチ横10センチ

この図版はネット掲載禁止

# 京都大学・研究プロジェクトに 文科省が文書で注意

- 京都大学は国の補助金を受けて参画
- 目的は、公共空間で特定の人物をカメラで追跡する技術の確立
- 京都市内の複合商業施設の館内に34台のカメラを設置、2010年9月から来館者を撮影。服装の色などで人物を見分け、行動を追った
- センターと覚書。「カメラ動作中」など、館内表示をすることを約束していたが、システム調整に手間取り、掲示を忘れた(2014.8.12報道)

## 6. 事例から学ぶ：図表の著作権

- 研究者の成果をまとめていれば著作物
- その数値、事実の**選択・配列**あるいは、**図解する表現に創作性**があるか？
- 単なる事実、データを並べただけに過ぎない図表の場合は？
- 自然科学の世界の新発見があっても、自然界の事実は事実で、**著作権で守る対象ではない**。公知になれば誰でも使える

# 高橋洋一(嘉悦大学)著の書籍『中国GDPの大嘘』(講談社)の引用が、問題視された

- 「引用」の**出典明示が無い**との指摘
- 「盗用」(著作権侵害)の疑惑が話題に(2016.10.29)
- 『幻冬舎ゴールドオンライン』に連載された「緊急レポート『減速』中国経済の実態を探る」金森俊樹氏(日本ウェルズ独立取締役)の記事・文章の一部と類似。図表がそのまま掲載されている。(講談社書籍は2016.4.20発行)
- 講談社の書籍担当データマンが、引用元明記を怠った
- 講談社はデジタル書籍は9月に修正。書籍を増刷の場合は、同様の修正を行う
- 金森氏は、講談社に事態の公表を申し入れたが対応が無かったため、同氏が所感を幻冬舎の「オンライン」で配信(2016.10.27)して、公開

【図表 全国GDPと各地方GDPのかい離】

(出所) 央広網財經(2016.2.4付中国広幡網)

(単位：兆元)

	2015年	2014年	2013年	2012年	2011年	2010年
全国GDP	67.7	63.6	58.8	53.4	48.4	40.9
地方GDP合計	72.5	68.4	63.4	57.7	52.1	43.7
かい離幅	4.8	4.8	4.6	4.2	3.7	2.8

(注) 四捨五入の関係で、全国GDPと地方GDP合計の差額は、必ずしもかい離幅に一致しない。

(出所) 央広網財經(2016年2月4日付中国広幡網)

【図表1 失業率推移】

青線：失業率目標(4.5~4.7) 赤線：公表登記失業率(4.0~4.3) 中国「国家統計局」「人力資源社会保障部」が共同発表



この図版はネット掲載禁止

(出所) 国家統計局、人力社会部

- 佐賀県小城市 ラジオ体操参加を促すチラシに市職員がイラスト無断使用。約32万円の損害賠償金、デザイン会社のHP上から。(2016.8.26)
- 滋賀県琵琶湖博物館 同館HPや出版物に市販の図鑑からの盗用405件、出典を示さず転載  
昨年9月、図鑑の著作者から指摘 (2016.11.9)
- 香川県・県警のHP掲載地図1562枚を削除  
印刷物使用許諾は受けたが、HP掲載は未許諾のものもあり。「著作権保護の意識と利用規約への理解が不十分」グーグル、国土地理院、昭文社などに謝罪。(2016.11.16)

# 利用規約違反の概要

- Google: 本来許諾を要するところ未申請で掲載した。二次利用が認められていないなど
- 国土地理院: 利用規約等で定められている適正な表示ができていなかった(出典、承認番号など出典明示が記載されていれば利用可能)
- 昭文社: 印刷物作成の許諾は得ていたが、HPへの掲載についての許諾は得ていないなど、許諾の手続きが不十分だった

# サイト運営者の規約を確認する

著・63条1, 2項（著作物の利用の許諾）

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

⇒法的には、他人の著作物を利用する際には、その該当する**著作権者の許諾**を得なければならない！

⇒他人の著作物を利用しようとするならば、当該著作物についてその**著作権の帰属先等に関する調査・確認**をする義務がある！

⇒フリーサイトと見えるところからの入手の場合、**識別情報や権利関係の表示が判別できない**場合は、利用を差し控えることが、トラブル回避の道

# Google マップの利用規約は？

Google マップ / Google Earth 追加利用規約 最終更新日: 2015 年 12 月 17 日

(中略)

Google マップ / Google Earth にアクセス、Google マップ / Google Earth のアプリを**ダウンロードまたは使用することで、次に同意した**もの

もの

1. Google 利用規約(以下「共通利用規約」)、
  2. Google マップ / Google Earth 追加規約(以下、「マップ / Earth 追加規約」)
  3. Google マップ / Google Earth 法的通知(以下「法的通知」)、および
  4. Google プライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」)。
- これら 4 つの文書を注意深くお読みください。まずは共通利用規約をお読みください。共通利用規約では、アップロードしたコンテンツの知的所有権、および Google コンテンツや第三者のコンテンツの使用または運転中の Google マップ / Google Earth の使用におけるお客様の責任などについて明らかにしています。(以下、略)

＜禁止行為＞Google マップ / Google Earth の使用時に次の行為は禁止されています(お客様の代理人が行うことも禁止されています)。

- a. Google マップ / Google Earth の一部を再配布または販売すること、Google マップ / Google Earth に基づいて新しい商品やサービスを作成すること(利用規約に従う Google マップ / Google Earth の API 使用を除く)、
- b. コンテンツをコピーすること(Google マップ、Google Earth、ストリートビューの使用許諾ページまたは「フェアユース」を含む知的所有権に適用される法律で許可されている場合を除く)、
- c. コンテンツを大量ダウンロードまたは一括フィードを作成すること(またはその行為を第三者に委託すること)、(中略)
- g. Google 利用規約、それに含まれるリンクや注釈、または著作権、商標、その他の所有権についての記載を削除、隠ぺい、変更すること、または
- h. 第三者の権利(プライバシー権、パブリシティ権、知的所有権を含む)に対する不適切、違法な行為またはそれを侵害する行為。

＜実際の状況、危険の引き受け＞Google マップ / Google Earth の地図データ、交通状況、経路などのコンテンツの使用時に、実際の状況が地図の検索結果やコンテンツと異なる場合があります。Google マップ / Google Earth の使用時には自己責任のもと、独自で判断するものとします。自身の行為とその結果についてはすべて自己責任とします。

# SNS利用の留意点

- 個人レベルの発信から、発展する問題
- 違法サイトからのダウンロードは、禁止（私的使用の適用除外、刑事罰化）
- アップロードは、すべてを公開することになる
- 著作権だけではない、肖像権への配慮も必要

⇒ツイッターに虚偽の投稿「安保法案反対デモで孫が熱中症で死んだ」(2015.10.13／東京地裁HPアドレス開示命令)

- ・1歳の娘の写真が、転用されたと両親が訴え(米ツイッター社)
- ・デモ参加夫婦の投稿写真が「なりすまし」の他人に悪用された

# 論議を呼んだ著作権保護活動

- 「映画『君の名は。』制作委員会著作権担当」というアカウント (@kiminona\_rights) 2016.9月開設
- 同映画の映像を著作者の許諾なく**違法配信するWebサイト**への“**URLリンクを張った**”ツイートを**しているユーザー**に対して、自身のツイートの**削除**を上記アカウントが**要請**
- <現行著作権法>違法コンテンツ掲載サイトは規制対象
- リンクを張る行為は規制されるべきではないという意見もあるが、著作権保護の啓蒙の意義を評価する声も出た

# 自分自身の論文の著作権留意点

- 一度ジャーナル(学術雑誌に論文掲載)に投稿され、査読後、受理されると、**著作権はジャーナル側に移行が原則。**
  - ⇒ **自分が論文を再利用したい場合は？**
  - ⇒ 論文投稿前に、「**著作権譲渡契約**」の表記に着目する
  - ⇒ 学会発表(非商業活動)は可能か？
  - ⇒ 論文の一部の再利用(**翻訳、他誌への再掲載、研究機関のレポジトリへの採録、学会発表、個人ブログ掲載等**)は可能か？
  - ⇒ **学位論文**に、そのまま手を加えず提出可能か？

# ご清聴ありがとうございました

- 配布資料の画像を、コピー・スキャンをして、ネットへのアップロード、配信をあなた自身が行うことは、お止めください。